

⑩ 小児入院医療管理料における保育士・看護補助者の評価の新設

第1 基本的な考え方

入院中であっても子どもの成長・発達に対する支援が行われ、かつ、希望によって家族等が子どもに付き添う場合に家族等に過度な負担がかからない医療機関の体制を確保する観点から、保育士や看護補助者の配置について、小児入院医療管理料の要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 小児入院医療管理料の注2及び注4の加算について、保育士を複数名かつ夜間に配置している場合の評価を新設する。

改 定 案	現 行
<p>【小児入院医療管理料】 [算定要件]</p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病棟において小児入院医療管理が行われた場合は、<u>当該基準の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。</u></p> <p>イ 保育士1名の場合 100点 ロ 保育士2名以上の場合 180点</p> <p>3 (略)</p> <p>4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（小児入院医療管理料3、小児入院医療管理料4又は小児入院医療管理料5を算定している患者に限る。）について、<u>当該基</u></p>	<p>【小児入院医療管理料】 [算定要件]</p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病棟において小児入院医療管理が行われた場合は、1日につき<u>100点</u>を所定点数に加算する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（小児入院医療管理料3、小児入院医療管理料4又は小児入院医療管理料5を算定している患者に限る。）について、<u>重症児</u></p>

準の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 重症児受入体制加算 1
200点

ロ 重症児受入体制加算 2
280点

[施設基準]

九 小児入院医療管理料の施設基準

(7) 小児入院医療管理料の注 2 に規定する加算の施設基準

イ 保育士 1 名の場合の施設基準

① 当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保険医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）が一名以上配置されていること。

② （略）

ロ 保育士 2 名以上の場合の施設基準

① 当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保険医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）が二名以上配置されていること。

② イの②を満たすものであること。

(8) 小児入院医療管理料の注 4 に規定する加算の施設基準

受入体制加算として、1 日につき200点を所定点数に加算する。

[施設基準]

九 小児入院医療管理料の施設基準

(7) 小児入院医療管理料の注 2 に規定する加算の施設基準

イ 当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保険医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）が一名以上配置されていること。

ロ （略）
(新設)

(8) 小児入院医療管理料の注 4 に規定する加算の施設基準

<p><u>イ 重症児受入体制加算 1 の施設基準</u></p> <p>① 当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士が一名以上配置されていること。</p> <p>②・③ (略)</p> <p><u>ロ 重症児受入体制加算 2 の施設基準</u></p> <p>① 当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士が二名以上配置されていること。</p> <p>② <u>イの②及び③を満たすものであること。</u></p>	<p><u>イ</u> 当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士が一名以上配置されていること。</p> <p><u>ロ・ハ</u> (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

2. 小児入院医療管理料に、夜間を含めて看護補助者を配置している場合の評価を新設する。

(新) 看護補助加算 (1日につき) 151点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（小児入院医療管理料1、小児入院医療管理料2又は小児入院医療管理料3を算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

[施設基準]

- (1) 当該病棟において、1日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が30又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。
- (2) 当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が75又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。
- (3) 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(新) 看護補助体制充実加算 (1日につき) 156点

[算定要件]

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助の体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（小児入院医療管理料 1、小児入院医療管理料 2 又は小児入院医療管理料 3 を算定している患者及び看護補助加算を算定する患者に限る。）について、入院した日から起算して 14 日を限度として、所定点数に加算する。

[施設基準]

- (1) 当該病棟において、1日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上であること。
- (2) 当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が 75 又はその端数を増すごとに 1 に相当する数以上であること。
- (3) 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する十分な体制が整備されていること。

- 3. 小児入院医療管理料において、小児の家族等が希望により付き添う場合は、当該家族等の食事や睡眠環境等の付き添う環境に配慮することを規定する。

改 定 案	現 行
<p>【小児入院医療管理料】 [算定要件] (2) <u>小児入院医療管理料を算定する場合であって、小児の家族等が希望により付き添うときは、当該家族等の食事や睡眠環境等の付き添う環境に対して配慮すること。</u></p>	<p>【小児入院医療管理料】 [算定要件] <u>(新設)</u></p>